

自己申告書

平成 年 月 日

私どもは、この求人申込みの時点において、ハローワークにおける求人不受理の対象に該当いたしません。

*ハローワークにおける求人不受理の対象とは、以下のチェックシートのチェック欄に1つでも該当する場合があります。

事業所名

事業所所在地

代表者名

印

☐ 対象条項など、求人不受理制度の内容について厚生労働省のリーフレット『労働関係法令違反があった事業所の新卒求人は受け付けません！』（LL291115首01）により確認し、理解しました。

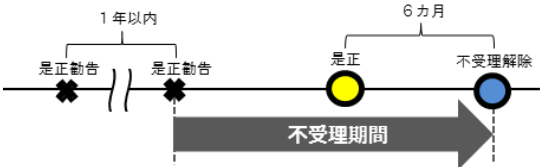
チェックシート

以下の求人不受理の対象に該当する場合は、チェック欄にシ点（「✓」）を記入してください。
なお、以下のうち1つでも該当する場合は、ハローワークにおける求人不受理の対象となります。

1. 労働基準法および最低賃金法関係

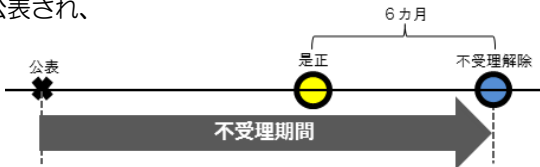
（1）過去1年間に2回以上同一の対象条項違反行為により、労働基準監督署から是正勧告を受け、

- ☐ a 当該違反行為を是正していない。
☐ b 是正してから6カ月が経過していない。



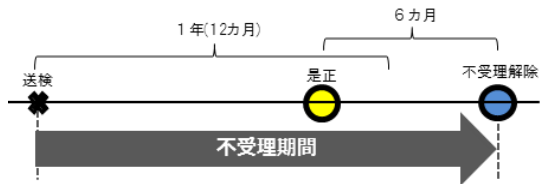
（2）違法な長時間労働を繰り返している企業として企業名が公表され、

- ☐ a 当該違反行為を是正していない。
☐ b 是正してから6カ月が経過していない。



（3）対象条項違反行為に係る事件が送検かつ公表され

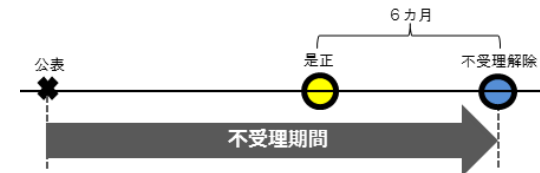
- ☐ a 当該違反行為を是正していない。
☐ b 送検後1年が経過していない。
☐ c 是正してから6カ月が経過していない。



2. 職業安定法、男女雇用機会均等法および育児・介護休業法関係

（1）対象条項違反の是正を求める勧告又は改善命令に従わず、企業名が公表^{*}され、

- ☐ a 当該違反行為を是正していない。
☐ b 是正してから6カ月が経過していない。



^{*}職業安定法第48条の3第3項、男女雇用機会均等法第30条または育児・介護休業法第56条の2の規定による。

3. 項目1および項目2共通

（1）求人不受理期間中に再度同一の対象条項違反により、
①労働基準監督署による是正勧告、
②需給調整事業課（室）による助言や指導、勧告、
③雇用均等室による助言や指導、勧告を受けており、その後、

- ☐ a 当該違反行為を是正していない。
☐ b 是正してから6カ月が経過していない。